



第148回 ご家族は健診を受けていますか？

▼被扶養者の健診受診の実態

職場で働く皆さんにとって、年に一度の健康診断はすっかり当たり前になっています。ところが、同じ健康保険に加入しているご家族、とくに配偶者などの「被扶養者」はどうでしょうか。協会けんぽでは、40～74歳の被扶養者を対象に特定健康診査（特定健診、いわゆるメタボ健診）を実施しています。しかし、令和7年度の協会けんぽ鳥取支部における被扶養者の特定健診受診率は25.1%でした。全国平均の29.4%を下回り、鳥取県では対象者の約4人に1人しか受診していないことになります。職場で健診を受ける本人と比べ、家族の健診が健康管理の「空白地帯」になっているともいえます。

ただし、この数字には注意が必要です。実際には健診を受けているのに、協会けんぽが把握できていない人が含まれている可能性があるからです。鳥取県のような地方では、被扶養者である配偶者が「扶養の範囲内」でパート勤務をしていることも少なくありません。勤務先で健康診断を受けていても、その結果が自動的に協会けんぽへ届くとは限りません。この場合、本人は毎年健診を受けていても、協会けんぽでは特定健診未受診者として扱われることがあります。

▼扶養者が健診受診扱いになる場合

パート勤務先などで受けた健診が特定健康診査に必要な検査項目を満たしていれば、パート勤務先の健診結果を協会けんぽへ提供することで、特定健診を受診したものとして取り扱うことができます。また、かかりつけ医で定期的に検査を受けている場合にも、その検査結果を特定健診の結果として活用できる場合があるので、その旨をかかりつけ医にご相談ください（これをいわゆる「みなし健診」と呼びます）。

▼市町村の集団健診を受ける選択肢

鳥取県では、もう一つ便利な方法があります。各市町村が実施する集団健診を、協会けんぽの被扶養者も利用できます。特定健診に加えて、会場によってはがん検診なども一緒に受けることができます。市町村の集団健診で協会けんぽの特定健診を受診すれば、その情報は協会けんぽにも届きます。健診項目や日程は市町村・会場によって異なりますので、お住まいの市町村のホームページなどで確認してみてください。

▼協会けんぽが健診結果を把握する重要性

健診は、受けて終わりではなく、その結果に応じた適切な対応が重要です。被扶養者の健診結果を協会けんぽが把握できれば、血圧、血糖、脂質などの結果で「要治療」「要精密検査」と判定されながら医療機関を受診していない方には、受診勧奨が行われます。また、メタボリックシンドロームまたはその予備群に該当した方には、特定保健指導が提供されます。保健師や管理栄養士と一緒に生活習慣改善の目標と行動計画を立て、3～6か月にわたって継続的な支援を受けることができます。

もう一つ、私たちが負担する健康保険料にも関係します。協会けんぽには、都道府県支部ごとの健康づくりの取組を評価する「インセンティブ制度」があります。特定健診の実施率など複数の指標について47支部を評価し、成績の良い支部にはインセンティブ（報奨金）が配分され、翌々年度の健康保険料率を引き下げる方向に反映されます。

つまり、鳥取県で被扶養者の特定健診受診率が上がれば、鳥取支部の評価を高める一因となり、巡り巡って鳥取県の加入者と事業主が負担する保険料率を抑えることにもつながります。一人が健診を受ければ、その人の保険料が直接安くなるわけではありません。しかし、県内の加入者みんなで健診受診率を高めることには、健康面だけでなく保険料負担の面からも意味があるのです。

鳥取県では現在、協会けんぽ、市町村、保健所が連携した事業所訪問も始まっています。人口の少ない鳥取だからこそ、職場、地域、保険者が顔の見える関係で健康づくりを進めることができるのではないのでしょうか。

事業主の皆様には、ぜひ従業員に「ご家族は今年、健診を受けましたか」と一言声をかけていただきたいと思います。そして、「市町村の集団健診でも受けられます」という情報も伝えてください。

本人だけでなく家族も健診を受ける。すでに受けている健診結果はきちんとつなぐ。そんな小さな取組の積み重ねが、鳥取県で健康に暮らし、働き続けられる人を増やすことにつながります。



鳥取大学医学部
環境予防医学分野
教授

尾崎 米厚
(おさき よねあつ)